

■ 3－1 策定管理と執行管理体制

(1)策定管理体制

- ・本中期計画の策定管理は、理事会の下に設置されている学園総合企画委員会が行う。学園総合企画委員会は全体計画の政策的立案を行うほか、各設置校および法人本部が作成する個別計画について確認および助言を行い、中期計画全体の策定を行う。
- ・中期計画の策定にあたっては、各設置校および法人本部の意向を個別計画にて反映させる。また、学園評議員会に諮問し、評議員による外部意見を反映させる。
- ・中期計画の策定および変更は学園評議員会の意見を聞いた上で、学園理事会にて決定する。

(2)執行管理・評価体制

- ・本中期計画の執行管理は、理事会の下に設置されている学園自己点検・評価委員会が行う。学園自己点検・評価委員会は、中期計画期間中において、単年度事業報告の確認により、中期計画の進捗管理を行う。必要に応じて計画の変更を理事会に提案する。また、中期計画期間終了後は、中期計画の評価と次期への課題を明らかにし、理事会に報告する。
- ・理事会は、中期計画の進捗状況ならびに実施結果について、経営上の課題や成果を明らかにしたうえで学園評議員会に報告する。そこでの評議員による意見を踏まえ、更なる経営改革を推進する。

(3)情報公開

- ・理事会は、中期計画の進捗状況ならびに実施結果について、Web ページ等で法人内外に公表する。

■ 3－2 計画の期間

本中期計画は、2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 5 か年を対象とする。